

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人福岡ろうあ福祉会（以下「当法人」という）定款第八条及び第二十一条並びに評議員会選任・解任委員会規程第6条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員並びに評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等については、業務に応じた報酬として別表に定める額を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

2 第1項の業務が午前・午後にまたがる場合には、食事代実費を支給する。なお、食事代は原物支給に換えることができることとする。

3 役員等が用務のため出張する場合には、当法人旅費規程（施設長）を準用して旅費を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第3条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬等は、当該会議等に出席した都度、支給する。ただし、理事長、副理事長及び常務理事については、1月分をまとめて月末又は翌月に支給することができる。

(公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が、別に定めることとする。

附則

1 この規程は、平成29年6月19日の定時評議員会終結時より施行する。

2 役員・評議員費用弁償規程（平成5年4月1日施行）は廃止する。

別表

1 評議員

	日額
評議員会への出席	5,500円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,500円

2 理事

(1) 理事長

	日額
理事会、評議員会への出席	7,500円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	7,500円

(2) 副理事長

	日額
理事会、評議員会への出席	7,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	7,000円

(3) 常務理事

	日額
理事会、評議員会への出席	6,500円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	6,500円

(4) 上記以外の理事

	日額
理事会への出席	5,500円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,500円

3 監事

	日額
理事会及び評議員会への出席	6,500円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	6,500円

4 評議員選任・解任委員

	日額
評議員選任・解任委員会への出席	5,500円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,500円